第13回 全員協議会会議録

1 日 時 令和4年6月21日(火) 本会議終了後(午前11時23分) 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 17名

議		長	佐	藤	栄	_	쿸	義	員	岩	﨑	芳	昭
副	議	長	宮	澤	_	照		"		堀	Ш	義	徳
議		員	宮	﨑	淳	_		"		八	木	清	美
	"		渡	部	道	宏		"		横	尾	祐	子
	"		天	野	京	子		"		関	根	正	明
	"		太	田	紀	己代		"		髙	田	保	則
	"		村	越	洋	_		"		植	木		茂
	"		小	嶋	正	彰		"		霜	鳥	榮	之
	"		冏	部	幸	夫							

4 欠席委員 1名

議 員 丸 山 政 男

5 欠 員 0名

6 説明員 6名

 市
 長
 入
 村
 明
 財務
 課長
 大野
 敏宏

 総務
 課長
 吉越
 也
 観光商工課長
 城戸陽
 二

 企画政策課長
 葭原利
 個
 福祉介護課長
 岡田雅美

7 事務局員 3名

事務局長阿部光洋 主 査 貫和志行

庶 務 係 長 霜 鳥 一 貴

8 件 名

- 1) サテライト妙高の閉鎖について
- 2) 令和4年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付について

○議長(佐藤栄一) これより全員協議会を開会します。

1) サテライト妙高の閉鎖について

- ○議長(佐藤栄一) 1) サテライト妙高の閉鎖について報告願います。城戸観光商工課長。
- ○観光商工課長(城戸陽二) それでは、サテライト妙高の閉鎖につきまして、ご説明させていただきます。お配りいたしました「サテライト妙高の閉鎖について」の資料をご覧いただければと思っております。本年4月から車券販売業務を休止しておりますサテライト妙高ですが、今後の運営について立川市と協議を重ねてまいりましたが、運

営収支改善が見込めず再開の目途が立たないことから、サテライト妙高運営協議会の臨時会において閉鎖することを決定したものであり、今年度末をもって閉鎖という状況となります。その大きな理由になります、運営収支につきまして説明いたします。3番以降をご覧いただければと思っております。売上金額では、新型コロナウイルス感染症やインターネット投票の増加により、年々減少の一途をたどっており、令和5年、来年度の見込みになりますが、約3億7800万円と推定が出ております。あわせまして、令和5年の運営収入になります。①は、車券売り上げ額の約17パーセントとなるもので、建物をもっております妙高市、それから施設を運営する管理運営会社の合算で約6500万円という試算になります。一方、運営経費②につきましては、平成30年から令和3年までの平均値といたしますと約1億4300万円かかる見込みであり、この年間1億4300万円の運営経費を確保するためには、損益分岐といたしますと約8億7200万円の車券売り上げが必要になるという状況であります。で、今インターネット投票の普及により、この3億、4億円切るところから8億に上げるということは、なかなか難しい状況であることは数字上であります。また一方では、管理運営会社につきましても、この赤字の状況でありまして撤退したい意向でありまして、これを運営していくためには、市が直営で施設を運営していくほか道がないわけですが、市が直営で運営したとしても、収入増が見込めない中では赤字が嵩んでいくことが想定されるものであります。以上のことから令和5年度以降、サテライト妙高につきましては、厳しい状況が続くことから閉鎖も止む無しということでございます。以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤栄一) ただいまの件について何かございますか。堀川義徳議員。
- ○堀川議員(堀川義徳) はい。非常に売り上げが見込めない中で、これ以上やるとですね、やればやるほど赤字が膨らむということで、閉鎖もやむを得ずということだと思うんですが、非常に建物もですね、雨漏りしたりとか結構老朽化してるということで、ああいった特殊な建物ですので何かほかに代替えの施設に使うということも非常に厳しいということなんだと思うんですが、何か他に使うものがあれば、そのように、いわゆる代わりのものに使えればいいんですが。そうじゃなければ、また解体といいますか、撤去というふうな形になると思うんですが非常にああいう施設の撤去ということになるとかなりまた、金額も大きくなると思いますし、今まで利用料っていうんですかそれで建物を、それはやってたということなんですが、このトータルの中でその撤去のところまで試算していないと思うんですが、その辺今後の施設の形といいますか、考え方があれば、決まっていればお聞かせ願いたいと思います。
- ○観光商工課長(城戸陽二) はい。お答えさせていただきます。平成17年に建てられた施設でございますので、まだまだ利用する価値は当然、老朽化っていうものではなくて、利用できるというふうに思っておりますので、今回今年度末での閉鎖という形が初めて決まりましたので、今後有効的な活用、何ができるかということについて、検討していきたいなというふうに思っております。これは観光商工的ではなくて、市の中でどのような形での利用ができるかということを、検討していきたいというふうに考えております。
- ○堀川議員(堀川義徳) 急にですね何か他のものというふうなのは、非常になかなかよそからいろんな資本を入れる の難しいと思うんですが、もし市長何かですね、今んところは話せないと思うんですがこういう、実はこういうふ うなのがいいなみたいのがあればですね、この再利用の計画等をですね、考えあればお聞かせ願いたいと思います。
- ○市長(入村明) はい。お答えいたします。非常にですね時代が非常に変わってきておることがあります。今ですね、 じゃあ何があるんだといいますが、今発表に至らずですが、今二つのいろんな考えの中で、今だから早く結論を出 したいというような状況でございます。近いうちにきちっと報告できるように努めてます。以上でございます。
- ○渡部議員(渡部道宏) 1点あれなんですけども、サテライト妙高作る時、地元と大変いろいろな折衝の中で、よう やく了解を得てつくれたという経緯あったかと思います。これが閉鎖になるということで、地元への説明っていい

ますか、今後の予定みたいなものってのはどんなふうに。説明されたのか、それともこれから説明にどんなタイミングで入っていくのかちょっと教えてください。

- ○観光商工課長(城戸陽二) はい、お答えさせていただきます。これまでサテライト妙高を続けてこれたのも、地元 の方のご理解があってのことだと思っておりますし、何ですか、運営にあたっての協定も結ばさせていただいてお りますので、これから地元のほうに説明に入りたいと思っております。その中でまたいろんなご意見いただけるか と思っておりますが、誠実に対応していきたいというふうに思っております。
- ○渡部議員(渡部道宏) 前回の説明の時もあったんですけどせっかく地元の人がギャンブル施設を容認してくださっているというので、その既得権を生かした中で、できればですね、JRAで、一般的にオープスや何かあるので、中央競馬は駄目だと思うんですけども、地方競馬だけの、なんていうんですかね、そういうものにするとか、またeスポーツをやる練習場にするとかというような案は、もしよければ検討いただければなと思います。以上です。返答は要りません。
- ○宮澤議員(宮澤一照) ちょっとお聞きしたいんですけれども、今までここに雇用されてた方は、何人ぐらいいらっしゃるんですか。
- ○観光商工課長(城戸陽二) はい。3月まで雇用されていた方につきましては、ちょっと、20名弱だったというふう に記憶しております。
- ○宮澤議員(宮澤一照) その方たちのはどのような今度、もう解雇っていう形になると思うんですけれども、この方々の処遇っていうも大事だと思うんですが、その辺どうするお考えでしょう。
- ○観光商工課長(城戸陽二) はい。お答えさせていただきます。 3月の段階で議会のほうに休止という報告をさせていただきましたが、運営管理会社に、雇用されてる方たちでございますので、休止である以上ですね、今年の4月以降の契約の更新を行っていないというふうに聞いております。その方については、当然、地元のハローワーク等に、次の相談とかもあろうかということで、私どもからすると、行政といたしましては、サテライト妙高については、当時休止という状況になりますので、就労の相談に来た際には、特段のご配慮いただきたいということを行政としてハローワークさん等にお願いをさせていただいたところでございます。
- ○宮澤議員(宮澤一照) 今後の使い道としてですね、やるっていうことなんですけれどもね。そうするとまたそこんところの建物っていうことで先ほど来、堀川議員からも言ったように、雨漏りもしてるような老朽化っていうことも聞いてるんですよ。またそこにお金をどれぐらいかけるのかっていうことまでですね、やっぱ考えていかなきゃいけないような状況になってくると思うんですけど、その辺は、入村市長はどのようにお考えでしょう。
- ○市長(入村明) はい。一応休止するって段階以前からいろいろ当たっておりまして、それが結果的にですね、次に繋がるような形ということ、それから建物の保守保全ですが雨漏りというふうに今おっしゃっていますが、その辺のところもですね、よく注視しながらということでございます。
- ○宮澤議員(宮澤一照) このサテライトのですね、状況ってのはどのような形なのかっていうことは、市長はあまり、 これもう長年ずっとやられてきてるところなんだから、その辺はどんな状況で、注視するんじゃなくて、実際自分 で見ておられるんでしょうか。
- ○市長(入村明) 施設のほうは私は今、最近ですね、行っておりません。
- ○霜鳥議員(霜鳥榮之) はい。1点お願いいたします。当初これ作るときにね、私たちはこういうギャンブル組織っていうか施設をここへ持ってきて、それを市政の財源に活用するっていうことに対しては反対をしてきたところなんですよね。その点も含めた中でもって地元の皆さんの意向も、全会一致じゃなくてそれぞれにあったということなんです。で、それが今ここでもってこういうふうに方向転換をしていくって言った時に、地元に対しては、懇切丁

寧な説明をしながら、十分な理解を得ていかなきゃならないということだと思うんです。従って建屋は、市のものであって、維持管理費はそれなりきにかかっていくよっていう形のものと、今後の方向性についてはやっぱり地元の議会が絶対的に必要なことであると、いうことを再認識をしていただいてね、その対応を十分に努めていっていただきたいなというふうに思います。もし答弁がありましたらお聞かせいただければと思います。

- ○観光商工課長(城戸陽二) はい。まず、私どもはこれから地域に入らせていただく際に、跡利用についてはまだ決定をしておりませんので、その説明はできないかなと思っておりますが、まず閉鎖に至った経過、またこれまでの協力といいますかについて、お礼とですね説明をさせていただいて、丁寧な対応させていただきたいというふうに思っております。
- ○議長(佐藤栄一) この件については以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

2) 令和4年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付について

- ○議長(佐藤栄一) 次、2)令和4年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付について、報告願います。 岡田福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(岡田雅美) はい。ご説明させていただきます。協議事項の2番目、令和4年度分の住民税非課税世 帯に対する臨時特別給付金給付についてでありますが、令和4年4月26日に策定されました、コロナ禍における原 油価格物価高騰等総合緊急対策により、新たに令和4年度非課税になった世帯等が給付対象となりましたが、この 給付に当たりましては6月1日が基準日となり、このたび対象世帯数が概ね確定したことから、制度内容やスケジ ュールについて改めてご説明させていただきたいものであります。要旨については、今ほど申し上げました通り、 4年度分の住民税非課税世帯及び、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、世帯当た り10万円の臨時特別給付金給付を行うものでありますが、すでに令和3年度分に該当された方につきましては、こ の対象外となります。次に現状と経緯について申し上げます。令和4年1月31日に開催されました臨時会におきま して、補正予算により、3年度、4年度の2ヵ年予算で令和3年度非課税世帯及びこれに準ずる家計急変世帯につ いて、10万円の臨時給付金の支給を行っておりましたが、さきに申し上げました総合緊急対策によりまして、令和 4年度に新たに非課税になった世帯にも給付を行うよう、制度の見直しが図られたことから、課税情報を活用した プッシュ型の給付をこれから行っていくものであります。予算につきましては、もともと3年度家計急変分として 予算措置されていたものを、4年度非課税世帯分に振り分けるとともに、これまでの3年度分の非課税世帯の給付 状況から、現時点では、現行予算内で対応できるものと考えております。新たに対象となる給付対象者であります が、一つは令和4年度住民税非課税世帯ということで、基準日6月1日において、世帯全員の令和4年度分の住民 税均等割が非課税である世帯、これらには生活保護の世帯も含まれます。ただし住民税が課税されているものの扶 養親族のみからなる世帯は除かれます。(2) といたしまして、家計急変世帯ということで、令和4年1月以降、新 型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付 対象者についてはこの二つのパターンがあります。給付対象世帯見込み数でありますが、合計で527世帯を見込ん でおります。令和4年度の住民税非課税世帯については452世帯、申請が必要な世帯といたしまして、妙高市に転 入されたきた方、或いは未申告者、家計急変分を見込みましてこれらを75世帯と考えております。5番目、今後の スケジュールといたしまして、6月 20 日から給付対象者の確定、確認書発送準備ということで、すでに準備を進め ているところでありますが、7月1日に確認書を発送、受け付けを開始。家計急変世帯についても同様の扱いとな ります。これらの確認書の提出、或いは申請書の受け付けを経て、7月15日に1回目の給付、7月22日に2回目

の給付、以降1週間から2週間をめどに随時給付ということで、できる限りスピーディーな給付に努めて参りたいと思っております。締め切りのほうにつきましては12月31日が受け付けの締め切りになりまして、1月31日までに支給終了というようなスケジュールで考えております。以上ご説明させてもらいました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤栄一) ただいまの件について、何かございますか。
- ○小嶋議員(小嶋正彰) プッシュ型の給付ということで、積極的なこの対策、市民の救済にですね、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。その中で、1点お伺いいたします。4番の(2)の申請が必要な世帯というのがありますが転入世帯、未申告世帯、家計急変世帯。転入世帯は、すぐわかると思うんですけれども、この未申告世帯というのは、前年度に申告してなかったということでしょうか。そこら辺とですね、その家計急変世帯、なぜ未申告だったのか、制度を知らなかったということになりますと、PRが足りなかったのかなというような気がいたしますし、これから新たに家計急変世帯として認められるようになるにはどういった基準があって、こういう状況であれば給付の対象になりますよとか、この積極的なPRっていうのが必要ではないのかな。前にやったやつが未申告の世帯があったとするとですね。そこら辺のところの対応についてはどのようにお考えでしょうか。
- ○福祉介護課長(岡田雅美) はい。お答えいたします。この未申告というのは、届け出が市のほうにそもそもされてない方。中にはいらっしゃいますよね、なんていいますかね、この制度について未申告ということじゃなくて、課税情報について市のほうに何もしないっていうか、届け出ていないという意味での未申告者のことです。ただ、これがはっきりしないと、いずれにせよ、給付対象にはなりませんので、その辺ははっきりまた今、今度どうやってPRするかってのは、課題でありますので、それはまたしっかりしていきたいと思います。あと家計急変世帯につきましても、非課税分ということで、例えば単独世帯であれば収入額ベースで93万円とか、所得額ベースで38万円というあれがあるんですが、なかなか正直今議員おっしゃった通り、なかなか理解されづらい部分がありますので、これについてはまたホームページで例えば具体的に幾ら幾らだと該当するということで、これは手続き上、1ヶ月の収入分の明細があればそれを単純に12ヶ月にして非課税世帯に該当するかというような形でやってきますので、ちょっと制度的には確かにわかりづらい部分があるんですが、その辺はこれまでの教訓を生かして、よりわかりやすい形で周知するようにまた努めていきたいなというふうに思っております。
- ○小嶋議員(小嶋正彰) はい。自分の家の家計が幾らあるかっていうのをですね、申告しなきゃいけないというのはなかなか個人情報そのものですので、なかなかこう、自分では言い出しにくい、聞いてみたいけどどうしようかっていうようなのが、あんのかなというような気がいたします。そこら辺のところはですね、市民に情報が届くようにお願いをしたいと思います。未申告世帯ってのは、住民税を申告してないっていう意味なんでしょうか。
- ○福祉介護課長(岡田雅美) そういう方です。はい。中にはやっぱり何名かっていうか、結構いらっしゃるということで、そこら辺はやはりうちのほうでも把握できない部分があって、そこら辺はしっかり申告していただいた上で、 その判断をしていく必要があるんで、そういう方がどうしても少しいらっしゃるということです。
- ○霜鳥議員(霜鳥榮之) はい。今の話ですね、確かに未申告かなりいるんだろうと思いますよ。そこんところは、要するにこれからどうするかっていうことは、周知の徹底がどこまで行き届くか、本人がその認識があるかどうか、認識するかどうか、そこんところの課題があると思うんですね。そういう人っていうのは、得てしてなかなか情報が伝わっていかないっていうところだと思うんです。従って、行政のほうとしては当局としてはね、やっぱり税務申告との関係、或いは何て言いますかね、住民票との関係、その辺のところの付け合せをしながら、ぜひ懇切丁寧な対応で、臨んでいっていただきたい。漏れのないような対応、大変な仕事だと思います。数は、ここでもって対象はこんだけってなってるけども、なかなか大変だと思いますけども、漏れることのないように、懇切丁寧な対応を

ぜひお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長(佐藤栄一) 他にございませんか。ないようですので、以上で全員協議会を閉会します。

閉会 午前11時45分